六、文中（通）雑誌者

[illegible]

八、通ヒニ[illegible]ノ十二日四日午後十時ニ[illegible]

ニ[illegible]、回答ニ[illegible]ノ[illegible]ニ[illegible]

「別記」

歎願者

一、書籍発送雑誌返品雑誌発送の監督を従業員の互選にされたし、

二、食費を十四円として月三回に支給されたし、但し外食随意たる事、

三、書籍発送部の歎願

(一)夜業八時迄は割増二十五銭出されたし、

(二)人員不足に付二人増加され度し、

四、雑誌返品部の歎願

(一)人員二人増加されたし、

(二)駅廻手当三円支給されたし、

五、書籍返品部の歎願

(一)給仕にして一人前の仕事をしてゐる者に二十七円の給料を支給されたし、

(二)手当三円支給されたし、

六、雑誌発送部の歎願

(一)発送場を拡げられたし

七、業務上に於ける疾病傷害は会社之を負担されたし、

八、此の問題に付絶対に職首を致さいること、